主 文 原判決を破毀する。 本件を仙臺高等裁判所に差戻す。 理 由

上告理由は別紙上告理由書記載の通りである。

そこで、先づ上告理由第一點について判断するに、原審の認定した事實によれば、上告人は大正十四年十二月二十七日に被上告人Aに對し、本件不動産を代金七千五百圓で内金五百圓は契約成立と同時に、内金三千圓は大正十五年一月十日に残金四千圓は同年十月二十日にそれぐ支拂うとと、所有權移轉登記は同年一月末日限りするが買主の都合によつて後日に延期し得ることを定めて、賣渡す契約をした。被上告人Aは大正十五年二月二十四日までに四囘に右代金の内合計金三千百七十一圓二十七錢を支拂つたが、同人の求めによつて、同月二十七日兩者間に右代金を六千六百八十圓に減額し、既に支拂われた右金額を控除した残額金三千五百八圓七十三錢の内金三千圓は同年十月二十日限り、残金五百八圓七十三錢は大正十六今(昭和二年)五月二十日限り支拂う約定が成立した。

原審が上記の事實を認定し且つ本件賣買では所有權移轉の時期について別段の約定がなかつたから、本件不動産の所有權は賣買契約成立と同時に、上告人から被上告人Aに移轉したものと判定したうえ、論旨に引用してある通り、被上告大Aが上告人の偽印を使用して登記申請の委任状等登記官吏に提出すべき書類を作成したことは不法も甚しいが、その登記申請が受理せられて登記が完了した以上は、登記が實質上の權利關係に一致し且つ登記を経由することについて、豫め上告人の承諾を得ておる限り、上告人の登記義務の履行として爲された有効の登記と解するのが相當であつて、上告人はその登記の抹消を請求することができないと判示したことは、判文上明かである。

〈要旨〉しかし、不動産登記が有効になされる爲めには、その登記が單に實體上の權利關係に一致するのみでなく、不〈/要旨〉動産登記法の定めておる形式上の要完備したものでなければならないことは、既に大審院判例の示す通りである。出版上去。 一致するのみでなく、不〈/要旨〉動産登記法の定めておる形式上の要に開展した。 一致するのみでならないことは、既に大審院判例の示す通りである。 一致に対して、明治可管を使用して、前記登記とは、原規による。 一致にはいる。 一致にはいるいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述にいる。 一述

而して、前記登記が無効である以上、特別の事情のない限り、上告人に於で、被上告人Aに對し、その抹消登記手続を爲すべきことを請求し得るのは云うまでもない。従つて右と異る前記原審の判断は法律の解釋適用を誤つた違法があるものと云

うべきであり、この違法は本訴請求中獨り被上告人Aに對する部分ばかりでなく、 同人から本件不動産の一部を買受けた被上告人Bに對し、又その他の部分を競落に よつて取得した被上告人Cに對し、それぞれの取得登記の抹消登記手続を請求する 部分にも影響すること勿論であるから、原判決はこの點に於て全部の破毀を免れな

而して本件記録は戦災によつて焼失し、他の上告理由の當否を判断する資料にも

缺けておるから、更に原審の審理判断を必要とする。 以上の次第によつて、他の上告理由についての判断を省略し、民事訴訟法第四百 七條によつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 箕田正一 判事 大野璋五 判事 柳川昌勝 判事 渡邊葆 判 事 多田威美)